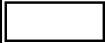
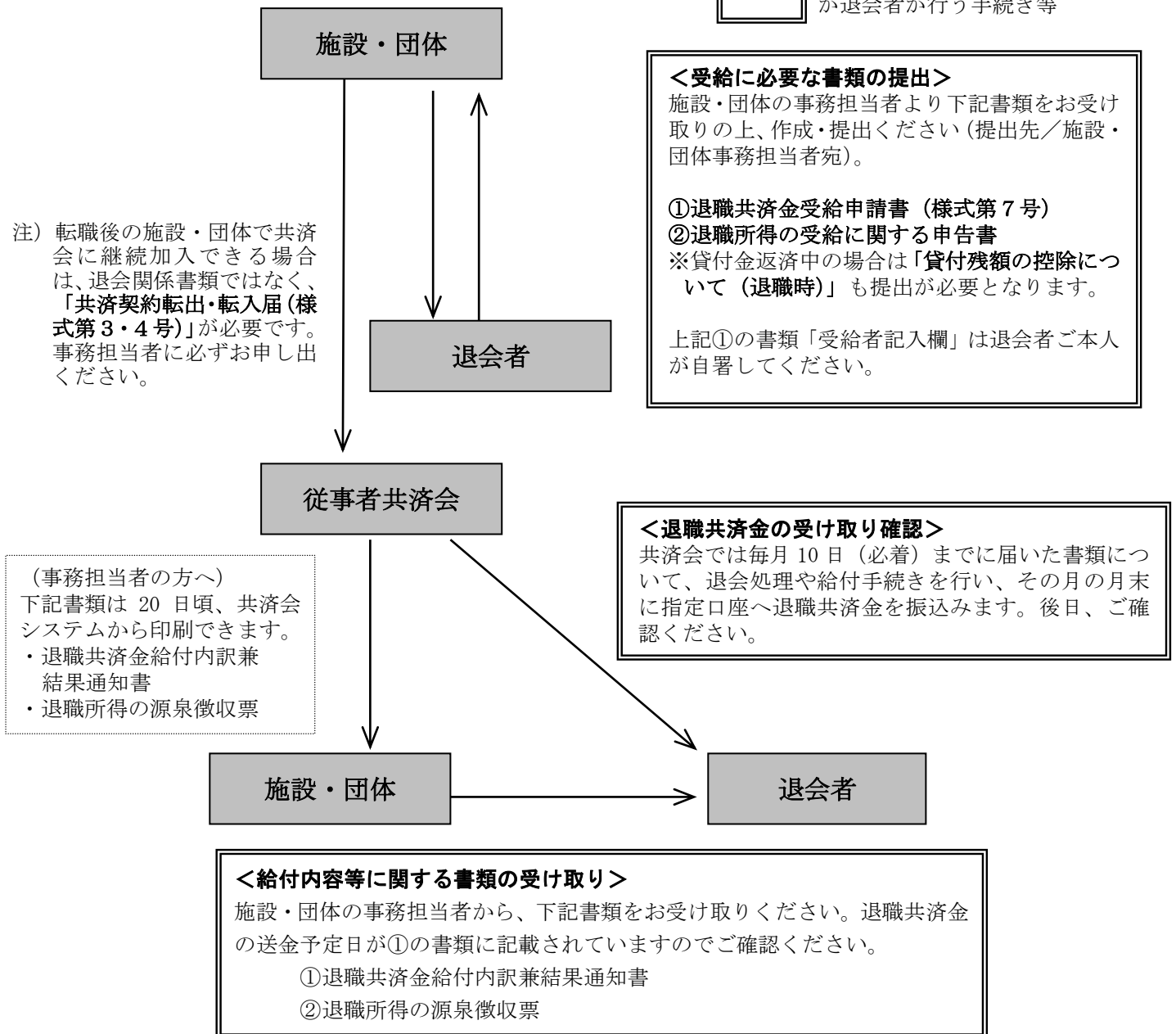


## 従事者共済会を退会される方へ【退職共済金の申請・受給の流れ】

 が退会者が行う手続き等



### ＜退職共済金受給にあたっての注意点＞

- \*退職共済金の給付にあたっては、①施設・団体の事務担当者が行う「解除届」と、②退会者本人の署名が必要となる「退職共済金受給申請書(様式第7号)」の両方が不備なく従事者共済会で受理される必要があります。
- \*退職共済金の給付が決定すると、従事者共済会から所属していた施設・団体宛に「退職共済金給付内訳兼結果通知書」と「退職所得の源泉徴収票」を発行します(届出月の20日頃)。施設・団体経由で書類を受け取ってください。
- \*貸付金返済中の方が退会する場合は、必ず退会月翌月の10日までに従事者共済会へ書類が届くよう、作成・提出をお願いします。
- \*退職共済金の請求期間は、規程により退会日から5年以内です。
- \*福祉医療機構の退職手当共済制度にも加入している方は、別途請求手続きが必要ですので、施設・団体の事務担当者へ確認してください。